

年 月 日

府中市長 様

住 所	〒
名 前	
電 話	(固定)
	(携帯)

私は、所有する空家等（その敷地を含む）にかかる当該空家等物件情報及び所有者情報を、府中市及び協定先である（公益社団法人）広島県宅地建物取引業協会が共有または当該空家等物件の流通促進等の空家等対策の目的に沿って活用することについて、同意します。

空家等所在地	府中市		
土地の地番	府中市		
希望する形態	賃 貸 ・ 売 却		
空家等の状況	土地面積	㎡（地目：宅地・雑種地・ ）	
	建物面積	1階	㎡・2階 ㎡
	建築時期	年（昭和・平成 年） 月頃	

※現在、当該空家等を既に不動産業者に賃貸や売却等の依頼をされている場合は、お受けすることが出来ませんの、ご了承ください。また、同意書をご提出頂いた場合、（公益社団法人）広島県宅地建物取引業協会が指定した不動産業者より連絡がありますので対応をお願いします。

- 収集した個人情報、本業務の目的以外には利用しません。
- 市場流通での媒介のため、必ずしも求める結果が得られるとは限らないことを予めご了承ください。
- 同意を解除する場合は、速やかに市へ申し立てます。
- 所有者と（公益社団法人）広島県宅地建物取引業協会との間で行う交渉や契約等に関して市が責任を負えないものとなります。

⇒裏面へ

不動産業者が、媒介依頼を受けるにあたり、次の項目についてご了承承知ください。

【成約になった場合】

- ①宅地建物業者には所定の報酬額が必要となります。
- ②境界の確定をして頂きます。また、それに伴う諸費用が必要です。
- ③相続の整理が済んでいない場合、早急に相続整理の手続きをして頂く必要があります。
- ④建物内外に残存物がある場合、片付け（処分）をして頂く必要があります。
- ⑤建物が未登記の場合や登記と現況に相違がある場合は、登記の訂正をしていただく必要があります。
- ⑥物件状況報告書及び付帯整備表の作成をして頂く必要があります。
- ⑦所有権以外の権利がある場合抹消して頂く必要があります。
- ⑧賃貸が決まった際に、建物修理が必要な場合は、修理を行って頂く場合があります。

※当協会は業界のルールに基づき、誠意をもってご依頼にこたえる所存であります。

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会福山支部

支部長 浅利 清

■依頼物件についての質問事項

該当する項目に、し点でチェックしてください。よろしくお願ひします。

1 現在、当該空き家についてご依頼をしている不動産業者がありますか？

ある ない

※「ある」にチェックをした方は、これで終了です。ありがとうございました。
「ない」にチェックをした場合にのみ、次の設問へ進んでください。

2 担当してほしくない不動産業者がありますか？

ない ある（業者名： _____）

3 現在、どなたが管理をされていますか？

自己管理 その他（ _____ ）

4 次の内容に、該当する項目はありますか？

近隣とのトラブルあり 心理的瑕疵がある（事件 事故 火災 自殺）
本人以外の使用者がいる（具体的に： _____）

5 建物に関して該当する項目はありますか？

雨漏りがある 白蟻被害がある 建物に傾きがある
設備不良箇所がある（具体的に： _____）
増改築やリフォームをしている（具体的に： _____）

公益社団法人 広島県宅地建物取引業協会が指定した不動産業者より連絡させていただきますので、その際にご対応よろしくお願ひいたします。

上記、内容について確認しました。

【依頼者署名】

名 前 _____

印 _____